

消防の動き

346号

平成11年12月

例年のことであるが自治省・消防庁では、殆どの中央省庁がそうであるように5月の連休明けごろから来年度の地方行財政重点施策の検討に着手する。各課レベル、全庁補佐レベル、課長レベルでの熱心な議論を経たうえ、省議においてこの重点施策がまとまったのは

本年の場合8月19日であった。自治省全体では消防行政を含む「平成12年度地方行財政重点施策」を参考資料（施策の具体的なイメージ）とともに公表する一方、これと並行して消防庁独自で消防行政に係る部分だけを「平成12年度消防行政重点施策」として取りまとめ、関係省庁、消防関係機関、国会方面等への広報、説明をはじめたのが8月下旬であった。来年度の重点施策としては、「総合的な防災対策の推進」「高度防災情報通信体制の整備促進」「消防力の充実強化と教育訓練の充実等」「消防団の充実強化」「自主的な防災体制の強化の推進」「救急・救助業務の充実強化」、「総合的な防火安全対策の推進」「九州・沖縄サミットにおける消防・救急体制の確保」など、12項目を掲げ、国内外にわたる消防防災行政の総合的な充実強化をより一層促進することとしたところである。

半年も先である来年度の重点施策を夏の盛りまとめるのは、来年度の予算要求の基本となる概算要求基準が8月末に大蔵省から示されるからであり、正直云って変化の激しい今日、特に消防防災という即応力を求められる分野において確かな目で来年度を

平成12年度国家予算編成



総務課長

東尾 正

見透した重点事業を精選し、時流にマッチした予算要求を組み立てることは大変難しい。現に今年も重点施策策定、概算要求後に東海村ウラン加工施設原子力事故など、当初には予期していなかった重大事案が頻発している。

ともあれ概算要求基準において一般的な補助金10パーセントマイナスシーリングが継続されるなど極めて厳しい制約の中、地方公共団体の消防防災体制を十分確保するための事業予算を中心に消防庁では経済新生枠約67億円を含む総額329億6600万円の要求について財政当局や立法府に対する説明に鋭意努めており、この間における都道府県課長会や全国消防長会など関係機関のご支援にもいつものことながら感謝申し上げたい。なお、今回の臨時国会において先に触れた東海村事故にからむ原子力防災関係費8億3300万円を含め、総額60億3200万円を平成11年第二次補正予算において確保し当面の消防防災行政需要に対応したところである。

地方分権が進展するなか、今回の臨時国会からは政府委員制度が廃止され、いわゆる政治主導の国政運営が始動しているし、21世紀初頭には中央省庁再編も予定され、消防の国政における位置付けも大きく変わろうとしている。このような激動の中であるが故に消防関係予算の十分な確保は、今後も引き続き消防庁にとって最重要課題の一つであり続けると確信するところである。

も く じ

○巻頭言	総務課長	1
○平成11年版消防白書の概要について	総務課	2
○平成11年度消防庁関係第2次補正予算について	総務課	17
○コンピュータ西暦2000年問題に関する消防防災機関の危機管理体制の強化について	防災課	18
○消防・防災システムに係るコンピュータ西暦2000年問題対応状況について	防災情報室	20
○文化財防火デーの実施について	予防課	22
○第2回全国消防広報コンクールの結果発表について	総務課	25
○第27回日本救急医学会救急隊員部会学術総会を終えて	救急救助課	30
○北から南から “人と郷土の個性と豊かさを育む圏域” をめざして	三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部 消防長 高橋 均	32

平成11年版消防白書の概要について

総務課

<第1章 災害の現況と課題>

平成10年中の総出火件数は5万4,514件で、出火原因は「放火」によるものが2年連続して第1位、総損害額は1,460億円で「たばこ」が原因の火災による損害額が依然として第1位となっている。

(1) 火災の概要

平成10年中の出火件数は5万4,514件で、前年の6万1,889件に比べ7,375件の減と大幅に減少している。

出火件数を火災種別で見ると、建物火災が全火災の59.7%で最も高い比率を占め、次いで、その他の火災（枯草、看板、広告等の火災）、車両火災、林野火災、船舶火災、航空機火災となっている。なお、建物火災については、過去10年間で最も少なく、また、車両火災は、この10年間で約30%増加している。出火件数を四季別にみると、火気を使用する機会の多い冬季から春季にかけて多く発生しており、春季と冬季で総出火件数の57.2%を占めている（第1表、第2表、第3表）。

（白書1～5頁）

(2) 出火原因

平成10年中の出火原因別の出火件数は「放火」が7,294件で前年に比べ72件増加しており、全火災の13.4%を占め2年連続して第1位となった。なお、「放火の疑い」によるものは5,173件で、前年に比べ481件減少し、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると1万2,467件で、全火災の22.9%を占めている。

出火原因の第2位は「たばこ」の5,690件で前年に比べ1,216件減少しており、次いで、「こんろ」の5,530件、「放火の疑い」の5,173

件、「たき火」の2,710件、「火遊び」の2,196件、「ストーブ」の1,847件の順となっている。

（白書22～29頁）

(3) 損害額

平成10年中の火災による損害額は1,460億円で前年の1,769億円に比べ309億円減少している。

また、火災1件当たりでは、268万円となっており、前年に比べ18万円減少している。

（白書22～29頁）

(4) 出火原因別損害額

平成10年中の出火原因別の損害額をみると「たばこ」が原因の火災による損害額が117億5,429万円で、前年の150億2,365万円に比べ32億6,936万円減少しているものの依然として第1位となっている。次いで「ストーブ」が原因の火災による損害額が96億3,617万円で、前年に比べ7億393万円減少している。

（白書22～29頁）

(5) 建物火災

平成10年中の建物火災の出火件数は3万2,519件で、1日当たり89件、16分に1件の割合で出火していることになる。

また、建物火災の主な出火原因は、「こんろ」によるものが5,475件と最も多く、次いで、「たばこ」の3,629件、「放火」の3,587件の順となっている。

なお、「こんろ」による火災のうち、4,060件が「消し忘れ」によるもの、「たばこ」による火災のうち、1,291件が「投げ捨て」によるものとなっている（第1図）。

建物火災の出火件数を火元建物の用途別に見ると、住宅火災の出火件数が1万8,425件

第1表 第1-1-2表 火災の状況 (白書3頁)

区分	単位	平成10年 (A)	平成9年 (B)	増減 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)
出火件数	件	54,514	61,889	△7,375	△11.9
建物		32,519	34,519	△2,000	△5.8
林野		1,913	3,766	△1,853	△49.2
車両		7,459	7,434	25	0.3
船舶		133	124	9	7.3
航空機		3	5	△2	△40.0
その他		12,487	16,041	△3,554	△22.2
焼損棟数	棟	43,782	51,476	△7,694	△14.9
全焼		9,711	11,506	△1,795	△15.6
半焼		3,470	4,234	△764	△18.0
部分焼		14,358	16,621	△2,263	△13.6
ぼや		16,243	19,115	△2,872	△15.0
建物焼損床面積	m ²	1,553,153	1,812,668	△259,515	△14.3
建物焼損表面積	m ²	159,613	165,664	△6,051	△3.7
林野焼損面積	a	80,820	312,373	△231,553	△74.1
死者	人	2,062	2,095	△33	△1.6
負傷者	人	7,309	7,618	△309	△4.1
り災世帯数	世帯	29,558	31,956	△2,398	△7.5
全損		7,081	7,885	△804	△10.2
半損		2,556	2,803	△247	△8.8
小損		19,921	21,268	△1,347	△6.3
り災人員	人	80,745	88,815	△8,070	△9.1
損害額	百万円	146,049	176,855	△30,806	△17.4
建物		136,973	162,207	△25,234	△15.6
林野		493	3,568	△3,075	△86.2
車両		3,831	3,683	148	4.0
船舶		997	268	729	272.0
航空機		55	51	4	7.8
その他		2,209	4,674	△2,465	△52.7
爆発		1,492	2,405	△913	△38.0
出火率	件/人口1万人	4.3	4.9	△0.6	—

- (注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
- 2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。
- 3 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。
- 4 △は負数を表わす。
- 5 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
- 6 人口は、平成10年3月31日現在の住民基本台帳による。以下本節においてことわりのない限り同じ。
- 7 表中の数値には、四捨五入したために、合計が合わない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
- 8 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は火災報告取扱要領に基づき計上し、それ以外の数値はそれぞれの火災種別ごとに計上している。

第2表 第1-1-5表 火災種別出火件数の推移 (白書4頁)

(平成元年=100)

区分 年別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他		合 計	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
元	35,186	100	2,894	100	5,744	100	138	100	4	100	11,797	100	55,763	100
2	34,768	99	2,858	99	6,173	107	148	107	4	100	12,554	106	56,505	101
3	34,263	97	2,535	88	6,207	108	123	89	3	75	11,748	100	54,879	98
4	33,532	95	2,262	78	6,281	109	139	101	1	25	12,547	106	54,762	98
5	33,608	96	3,191	110	6,498	113	121	88	2	50	13,280	113	56,700	102
6	34,315	98	4,534	157	6,765	118	136	99	3	75	17,262	146	63,015	113
7	34,539	98	4,072	141	6,971	121	125	91	2	50	17,204	146	62,913	113
8	34,756	99	4,339	150	7,164	125	143	104	4	100	17,660	150	64,066	115
9	34,519	98	3,766	130	7,434	129	124	90	5	125	16,041	136	61,889	111
10	32,519	92	1,913	66	7,459	130	133	96	3	75	12,487	106	54,515	98

第3表 第1-1-6表 四季別出火状況 (白書5頁)

年別 季別	平成10年				平成9年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	15,808	29.0	41,239	28.2	18,216	29.4	48,559	27.5
夏季(6月~8月)	11,237	20.6	27,473	18.8	12,762	20.6	37,000	20.9
秋季(9月~11月)	12,113	22.2	29,863	20.5	13,781	22.3	40,168	22.7
冬季(12月~2月)	15,356	28.2	47,474	32.5	17,130	27.7	51,128	28.9
合 計	54,514	100.0	146,049	100.0	61,889	100.0	176,855	100.0

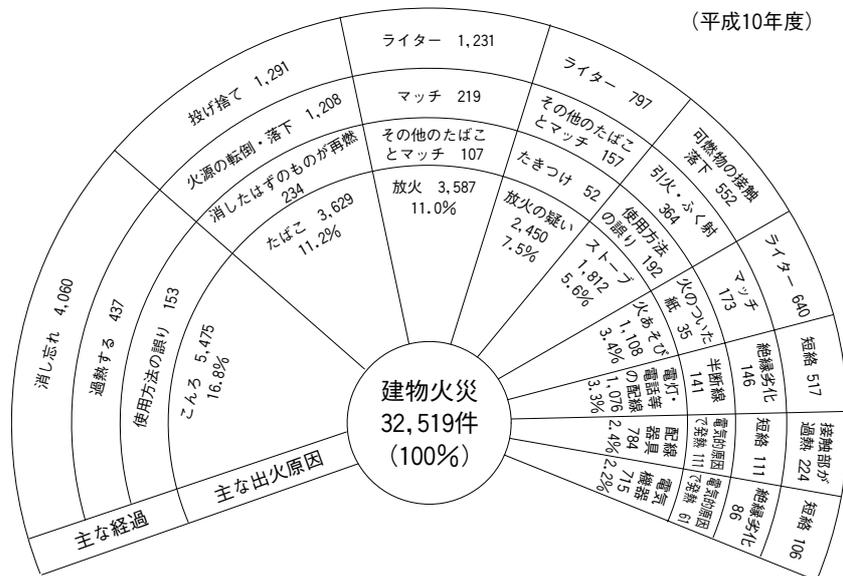
(注) 冬季の1、2月は、該当年のものである。

と全体の56.7%を占め、次いで複合用途の建
物、工場・作業場、事務所の順となっている。
(白書30~36頁)

(6) 火災の傾向

この10年間の火災の動向をみると、平成6
年以降6万件を超えていた出火件数は、平成

第1図 第1-1-16図 建物火災の主な出火原因と経過 (白書34頁)



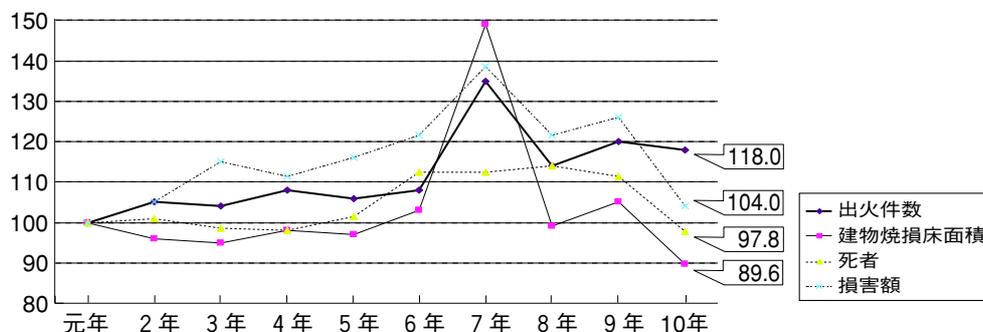
10年においては、5年ぶりに5万件台に減少するとともに、火災による死者も、2,062人と前年の2,095人に比べ若干減少したが、放

火自殺者の増もあり、死者数は、平成6年以降全体的には増加傾向にある（第2図）。

（白書1～2頁）

第2図 第1-1-1図 火災の傾向（白書1頁）

（平成元年=100）



平成10年中の火災による死者数は2,062人で、1日当たりの火災による死者数は5.6人となっている。なお、住宅火災での死者865人（放火自殺者等を除く。）のうち、65歳以上の高齢者は449人（51.9%）と半数を超えている。

住宅火災による死者1,130人のうち、放火自殺者、放火自殺の巻き添え及び放火殺人（以下「放火自殺者等」という。）265人を除く失火等による死者は865人となっており、前年に比べ58人減少した。

また、このうち65歳以上の高齢者は449人（51.9%）と半数を超えている。

(1) 火災による死者の状況

平成10年中の火災による死者数は2,062人で、前年の2,095人に比べ33人減少しており、1日当たりの火災による死者数は、5.6人（前年5.7人）となっている。

また、このうち放火自殺者数は856人であり、前年に比べ82人増加した。

（白書7～15頁）

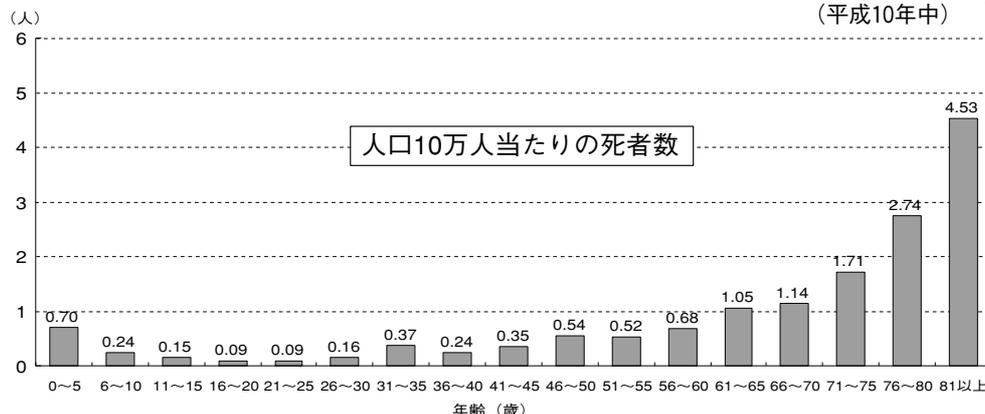
住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）について、年齢階層別に人口10万人当たりの死者発生数をみると、年齢が高くなるにしたがって著しく増加しており、81歳以上の階層では、最も低い16歳から20歳、21歳から25歳の階層に比べ約50倍となっている（第3図）。

（白書15～21頁）

(2) 住宅火災による死者

第3図 第1-1-6図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（平成10年中）（白書16頁）



（注）年齢不明者5名を除く。人口は、平成10年10月1日現在の推計人口（総務庁統計局）による。

平成10年中の危険物施設等災害は、157件、死者4人、負傷者60人、林野火災が1,913件、焼損面積808ha、風水害・雪害等は死者・行方不明者109人、負傷者1,211人などとなっている。

(1) 危険物施設等災害

平成10年中の危険物施設における火災の発生件数は157件で前年に比べ2件増加し、死者は4人、負傷者は60人、損害額は31億1,747万円となっている。

また、平成10年中の危険物運搬中の火災の発生件数は13件で、死者は1人、負傷者は3人、損害額は2,500万円となっている。

(白書70～73頁)

(2) 石油コンビナート災害

平成10年中に石油コンビナート等特別防災区域内で発生した災害の件数は74件で、前年に比べ2件減少し、死者は1人、負傷者は24人、損害額は6億7,625万円となっている。

(白書86～87頁)

(3) 林野火災

平成10年中の林野火災の件数は1,913件で、前年の3,766件に比べ1,853件減少している。

なお、焼損面積は808haで前年の3,124haに比べ2,316haの減、損害額は4億9,276万円前年の35億6,780万円に比べ30億7,504万円の減といずれも大きく減少した。

例年、林野火災は春先を中心に発生してお

り、平成10年も3月に570件と最も多く発生しており、2月から4月までの間に、年間の54.5%の火災が集中して発生している。

(白書96頁)

(4) 風水害

平成10年は、年間を通して全国的に多雨であった。特に8月から9月にかけて記録的な大雨が降り、各地に大きな被害をもたらした。台風の発生数は16個と平年の27.8個に比べて少なく、気象庁が台風統計を始めた昭和26年以来、最小記録であった。しかし日本に上陸した台風は4個で、平年の2.8個と比べて多く、各地に被害を及ぼした。風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害（地震、火山噴火を除く。）による人的被害、住家被害はともに前年に比べて増加し、死者・行方不明者109人（前年71人）、負傷者1,211人（前年306人）、全壊302棟（前年110棟）などとなっている（第4図）。

(白書101～103頁)

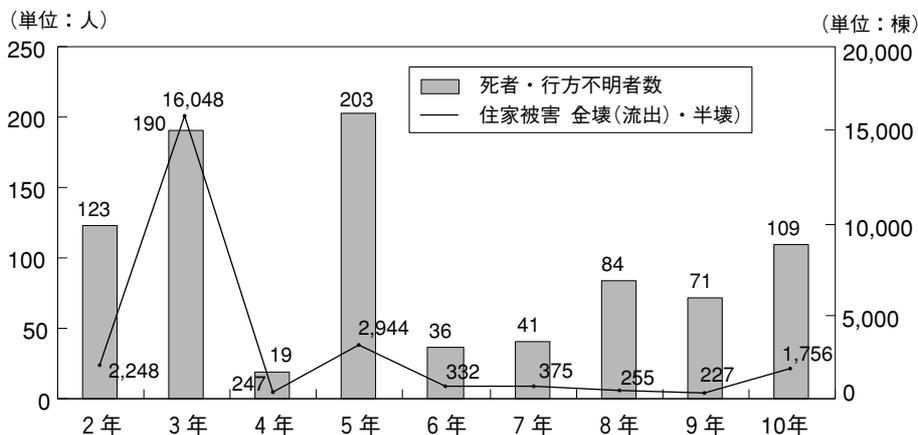
(5) 火山災害

平成10年に噴火した火山は4山で、雌阿寒岳（北海道）が約2年ぶりに、また北海道駒ヶ岳（北海道）は約2年7ヶ月ぶりに噴火し、桜島、薩摩硫黄島（ともに鹿児島県）は年間を通してたびたび噴火した。

また、岩手山（岩手県）では活発な火山性地震活動が続いた。

なお、火山情報については、平成10年中は、

第4図 第1-5-1図 風水害等による被害状況（白書101頁）



(注) 地震、火山噴火による被害を除いた数値である。

4火山において、計9回の臨時火山情報が発表されている。

(白書106頁)

(6) 地震災害

[阪神・淡路大震災について]

ア 災害の概要

平成7年1月17日5時46分頃、兵庫県淡路島北部を震源とする地震(平成7年(1995年)兵庫県南部地震)が発生した。

この地震により、東北地方南部から九州

にかけての広い範囲で有感となり、その被害は2府15県におよび、平成10年12月25日現在で、人的被害は死者6,430人、行方不明者3人、負傷者4万3,782人、住家被害は全壊10万4,900棟、半壊14万4,255棟、避難者は最大で31万人を超えるものとなった(第4表、第5表)。

また、地震により285件の火災が発生し、全半焼7,071棟となった。

(白書109～111頁)

第4表 第1-7-2表 人的被害の状況 (白書110頁)

(平成10年12月25日現在) (単位:人)

府 県	死 者	うち火災による死者	行 方 不明者	計	重 傷	軽 傷	負傷者 計
大 阪 府	31	—	—	31	175	3,414	3,589
京 都 府	1	—	—	1	3	46	49
他 県	—	—	—	—	11	51	62
計	6,430	559	3	6,433	8,772	35,010	43,782

(注) 死者の中には、災害発生後疾病により死亡した者のうち、その疾病の発生原因や疾病を著しく悪化させたことについて災害と相当因果関係があるとして関係市町で災害による死者とした者が含まれている。

第5表 第1-7-3表 住家被害の状況 (白書111頁)

(平成10年12月25日現在)

府 県	全 壊		半 壊		全半壊 計	
	棟	世 帯	棟	世 帯	棟	世 帯
兵 庫 県	103,998	178,364	136,934	258,799	240,932	437,163
大 阪 府	895	3,416	7,231	17,226	8,126	20,642
京 都 府	3	3	6	6	9	9
徳 島 県	4	5	84	86	88	91
合 計	104,900	181,788	144,255	276,117	249,155	457,905

イ 消防機関・消防庁等の活動

① 地震発生から平成7年3月31日までに、41都道府県、451消防本部、延べ7,602隊、車両7,628台、約3万2,400人の消防職員による広域応援活動が実施された。

また、平成7年3月31日までに都道府県職員(警察職員を除く。)延べ約7万

4,000人、市町村職員(消防職員を除く。)延べ約12万2,000人が神戸市を中心に活動を行った。

② 消防団については、被災地周辺からの応援も含め、延べ7万1,000人以上が地元消防本部と連携し、消火活動、検索・救助活動、給水活動、物資の搬送、被災

地の警戒活動等幅広い活動に従事した。

- ③ 地震発生直後から自主防災組織による消火活動等の応急活動が行われた。
- ④ ボランティア活動については、発災直後から多くのボランティアが被災地に駆けつけ、物資の仕分け、避難所の運営、炊き出し、医療介護、運送、通訳等様々な分野で重要な役割を担った。
- ⑤ 消防庁では直ちに関係府県に対し、適切な対応と被害状況について報告を行うよう連絡し、情報収集を開始するとともに、消防広域応援や被災者保護のための生活関連物資の支援調整、人的応援の調整、被災者の公営住宅等への受け入れ斡旋等の活動を行った。

(白書111～113頁)

ウ 震災を踏まえて講じた措置

- ① 災害の規模等に照らし、被災地の都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合等においても、迅速な消防広域応援が確保できるよう消防組織法の一部改正を行った。
- ② 災害時における交通規制に関する措置の拡充、国及び地方公共団体の防災体制の強化等について、災害対策基本法の一部改正を行った。
- ③ 地震防災緊急事業5箇年計画の作成及び国の財政上の特別措置等を定めた地震防災対策特別措置法が制定された。
- ④ 防災機関の初動体制の充実など防災基本計画の修正や自治省・消防庁防災業務計画の修正を行うとともに、地域防災計画の見直しを図った。
- ⑤ 消防庁では、被災した消防防災施設等の早期復旧を図るとともに、大規模災害に対応できる全国的な消防防災体制の整備を促進する観点から、災害時の消防水利の確保、消防機関の広域応援体制等の整備促進に係る財政支援、画像伝送システム、震度情報ネットワークシステム、

ヘリコプターテレビ電送システム、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防防災施設等の整備促進に係る財政支援等を行った。

- ⑥ 緊急消防援助隊の創設、航空消防防災体制の強化、防災拠点の整備、広域応援協定の締結など防災体制の充実・強化を推進した。

(白書114～115頁)

[地震災害の現状]

平成10年1月から12月までの間に発生した地震のうち、震度4以上を記録した地震は29回で前年の40回に比べ少なかった。

このうち、9月3日に発生した岩手県内陸北部を震源とする地震で負傷者9人の被害を出すなど、人的被害をもたらしたものが5回となっている。

(白書117～119頁)

(7) 特殊災害

- ① 平成10年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故で消防機関が出場したものの総件数は1,416件で、死者25人、負傷者292人となっている。
- ② 消防機関が出動した原子力施設における最近の主な事故としては、平成7年12月8日に使用前検査中の核燃料サイクル開発機構(旧動力炉・核燃料開発事業団)の高速増殖原型炉「もんじゅ」において、冷却材であるナトリウムが漏えいし、火災となった事故や平成9年3月11日に核燃料サイクル開発機構(旧動力炉・核燃料開発事業団)の東海再処理施設アスファルト固化処理施設で発生した火災爆発事故、平成11年9月30日に発生した茨城県東海村のウラン燃料加工施設における臨界による放射線被ばく事故(作業中の作業員3名及び救急隊員を含む69名が被ばく)がある。

(白書142～143頁)

<第2章 消防防災の組織と活動>

平成11年4月1日現在の常備消防機関は、消防本部が911本部、消防署が1,670署、消防職員が15万2,464人となっており、人口の99.7%が常備消防によってカバーされている。また、消防団は、平成11年4月1日現在、3,641団、95万7,047人となっている。

消防本部が911本部、消防署が1,670署、出張所が3,239所、消防職員が15万2,464人となっており、前年と比較すると広域化が進められたこと等により、消防本部は9本部減少し、消防署は8署増加し、消防職員は761人増加している。

なお、消防職員のうち女性職員は2,191人となっており、年々増加している（第6表）。

(1) 常備消防機関

平成11年4月1日現在の常備消防機関は、

（白書151頁）

第6表 第2-1-1表 市町村の消防組織の現況（白書151頁）

区 分		平成11年 4月1日現在	平成10年 4月1日現在	比較		
				増減数	増減率%	
消 防 本 部	消 防 本 部	911	920	△9	△1.0	
	内 訳 { 単 独 { 市	337	344	△7	△2.0	
		町・村	101	103	△2	△1.9
		組 合	473	473	0	0
	消 防 署	1,670	1,662	8	0.5	
	出 張 所	3,239	3,232	7	0.2	
消 防 職 員 数	152,464	151,703	761	0.5		
消 防 団	消 防 団	3,641	3,643	△2	△0.1	
	分 団	25,351	25,393	△42	△0.2	
	非 常 勤 消 防 団 員	957,047	962,625	△5,578	△0.6	
	消 防 団 常 備 部	—	—	—	—	
	常 勤 消 防 団 員	—	—	—	—	

(2) 常備化の現況

平成11年4月1日現在、常備化市町村は、3,145市町村となり、常備化率は市町村数で97.4%（市は100%、町村は96.7%）に達し、人口の99.7%が常備消防によってカバーされている。

（白書151～152頁）

(3) 消防団

消防団は、消防本部、消防署が置かれていない非常備町村にあつては消防活動を全面的に担っており、常備市町村においては初期消火、残火処理等を行っているほか、大規模災害時には、災害防ぎよのため多数の要員を必要とすることから、大量の消防団員が動員され活動している。

さらに、火災予防の面でも、住民指導、巡

回広報、特別警戒等多面的活動を行っており、地域の消防防災の要となっている。

平成11年4月1日現在、消防団は3,641団、消防団員数は95万7,047人であり、ほとんど全ての市町村に設けられている。消防団員数は減少傾向にあり、10年前の平成元年4月1日現在に比べ4万5,324人（4.5%）減少しているが、この間に、女性消防団員数は7,813人増加し、9,468人となっている。

なお、消防団員の平均年齢は36.5歳となっている。

常備化が進展してきた今日においても、消防団が地域の消防防災に果たす役割は依然として重要であることから、消防庁では、消防団の施設・設備の整備充実、青年層・女性層の消防団活動への積極的な参加の促進、消防

団員の処遇改善等を図っており、引き続き消防団の充実強化を推進していく必要がある。

(白書153～154頁、168～169頁)

平成10年中の消防職団員の火災等への出動回数は83万6,220回で、1日当たり2,291回、38秒に1回の割合で出動したことになる。

平成10年中における全国の消防職団員の出動状況を見ると、火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、捜索、誤報等及びその他（警察への協力、危険排除等）をいう。ただし救急業務を除く。）への出動回数は83万6,220回で、出動延人員は948万7,945人である。また、火災等への1日当たりの出動回数は2,291回、38秒に1回の割合で出動したことになる。

なお、このうち、消防団員の火災等への出動回数は26万905回、出動延人員は546万2,660人となっている。

平成10年においては、8月から10月の間に豪雨が日本各地をおそい、河川の氾濫、土砂崩れ、地滑り等、多くの災害を引き起こしたが、これらの災害に対し、各地の消防団は、住民の避難誘導、危険箇所の警戒・監視活動、身を挺しての人命救出活動等、自宅が被災した団員もいる中で、昼夜を問わず不眠不休で活動を行い被害の拡大を防いだ。

また、災害が終息した後においても、土砂の除去、損壊家屋の後片付け等、地域の復興のために、献身的な活動を行った。

また、平成11年においても、6月下旬豪雨（6月23日から7月3日）、8月中旬豪雨（8月13日から8月16日）による災害において、延べ約9万1,000人の消防団員が郷土愛護の精神のもと、述べ約3万6,000人の消防職員とともに、危険箇所等の警戒巡視、要救助者の救助、行方不明者の捜索、避難誘導、土のう積みなどの活動を実施した。

(白書170～173頁)

平成10年中の救急業務の実施状況は、370万2,075件、救急自動車による搬送人員は354万5,975人であり、いずれも増加している。

なお、救急自動車による出場件数は、1日平均1万143件で、8.5秒に1回の割合で救急隊が出場し、国民35人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

(1) 救急搬送

平成10年中の救急業務の実施状況は、370万2,075件（ヘリコプターによる搬送件数を含む。）で前年の347万6,504件に比べ22万5,571件増加している。

第7表 第2-4-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移 (白書194頁)

区分 年	救急出場件数				搬送人員				よる 出場件数 (B)	(A)の うち急病に よる 割合(%)
	全 出場 件数	うち 救急自動車 による 件数 (A)	うち 消防・防災ヘリ コプターによる 件数	対 前年 増減率 (%)	全 搬送 人員	うち 救急自動車 による 人数	うち 消防・防災ヘリ コプターによる 人数	対 前年 増減率 (%)		
38	239,393	239,393	—	21.3	215,804	215,804	—	21.5	87,676	36.6
5	2,931,663	2,931,633	—	2.5	2,853,339	2,853,339	—	2.1	1,522,365	51.9
6	3,049,000	3,049,000	—	4.0	2,948,630	2,948,630	—	3.3	1,605,195	52.6
7	3,280,046	3,280,046	—	7.6	3,164,483	3,164,483	—	7.3	1,771,468	54.0
8	3,373,394	3,373,394	—	2.8	3,247,129	3,247,129	—	2.6	1,828,920	54.2
9	3,476,504	3,476,504	—	3.1	3,342,280	3,342,280	—	2.9	1,899,987	54.7
10	3,702,075	3,701,315	760	6.5	3,546,739	3,545,975	764	6.1	2,062,261	55.7

(注) 1 救急業務実施状況調及び消防防災・震災対策現況調査による。
2 昭和38年の数は4月1日から12月31日までの数値、その他の年は1月1日から12月31日までの数値である。

また、救急自動車による搬送人員は354万5,975人で前年の334万2,280人に比べ20万3,695人増加している（第7表）。

なお、救急自動車による出場件数は、全国で1日平均1万141件（前年9,525件）であり、8.5秒（前年9.1秒）に1回の割合で救急隊が出場し、国民の35人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

（白書194～199頁）

(2) 応急処置の実施状況

平成10年中の救急自動車による搬送人員のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は、294万5,248人（搬送人員の83.1%、前年は79.1%）であり、前年に比較し、30万2,069人（11.4%）増加している。

なお、平成3年8月の「救急隊員の行う応急処置等の基準」の改正により拡大された応急処置等を含め、全ての応急処置等実施件数は、831万7,314件と前年の約1.2倍となっており、このうち救急救命士が行う心肺機能停止状態の傷病者の蘇生等のために行う高度な応急処置の件数は2万8,654件にのぼり、前年の約1.3倍となっている。

（白書199～201頁）

(3) 実施体制

平成11年4月1日現在、救急業務実施市町村数は、3,163市町村（672市、1,962町、529村）と全市町村の97.9%（前年97.4%）であり、全人口の99.8%（前年と同じ）がカバー

されている。

また、救急隊は4,553隊で前年の4,515隊に比べ38隊の増となっており、救急隊員は5万5,717人で前年の5万5,410人に比べ307人の増となっている。

なお、全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、5,251台となっている。

（白書200～204頁）

(4) 救急業務の高度化

平成11年4月1日現在、消防職員のうち救急救命士資格を有する者の数は7,523人で、このうちの7,201人が863消防本部において、救急隊員として救急業務に従事している。

また、拡大された応急処置等を行うために必要な高規格救急自動車は2,122台が配置されている。

（白書202～210頁）

平成10年中の救助活動件数は3万8,241件、救助人員は4万456人であり、いずれも増加している。

なお、事故種別の救助活動件数を見ると、火災と交通事故によるもので63%を占めている。

(1) 救助活動件数等

平成10年中の救助活動件数は、3万8,241件で前年の3万5,050件に比べ3,191件の増加、救助人員は、4万456人で前年の3万5,105人

第8表 第2-5-1表 救助活動件数及び救助人員の推移（白書211頁）

区分 年	救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減数 (%)	人員	対前年増減数 (%)
平成6	28,686	2.1	29,813	△14.7
7	33,149	15.6	34,272	15.0
8	32,572	△1.7	32,828	△4.2
9	35,050	7.6	35,105	6.9
10	38,241	9.1	40,456	15.2

（注）消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等も含めている。
本節の以下のデータにおいても同じ。

に比べ5,351人の増加となっている（第8表）。
（白書211～213頁）

(2) 活動状況

事故種別の救助活動件数は、交通事故が1万7,814件（全体の46.6%）、火災が6,373件（全体の16.7%）となっている。

なお、救助活動を行うために出動した全ての消防職員は、延べ90万5,350人で、このうち交通事故が38.2%、火災が27.9%となっており、また、救助活動を行うために出動した全ての消防団員は、述べ16万420人で、このうち火災が80.6%を占めている（第9表）。
（白書211～213頁）

第9表 第2-5-2表 事故種別救助活動及び活動の状況（白書213頁）

（平成10年中）

事故種別		火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械等による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他	計
区分											
救助活動件数		6,373 (16.7)	17,814 (46.6)	1,763 (4.6)	286 (0.7)	996 (2.6)	6,033 (15.8)	105 (0.3)	2 (0.0)	4,869 (12.7)	38,241 (100.0)
救助人員		1,115 (2.8)	23,257 (57.5)	1,575 (3.9)	2,221 (5.5)	1,311 (3.2)	6,140 (15.2)	90 (0.2)	7 (0.0)	4,740 (11.7)	40,456 (100.0)
消防職員	救助出動人員	252,605 (27.9)	346,235 (38.2)	59,533 (6.6)	4,623 (0.5)	22,889 (2.5)	83,913 (9.3)	4,379 (0.5)	232 (0.0)	130,941 (14.5)	905,350 (100.0)
	救助活動人員	98,411 (23.4)	173,745 (41.3)	27,317 (6.5)	2,544 (0.6)	10,116 (2.4)	58,909 (14.0)	1,285 (0.3)	91 (0.0)	48,587 (11.5)	421,005 (100.0)
消防団員	救助出動人員	129,335 (80.6)	2,653 (1.7)	7,911 (4.9)	2,544 (1.6)	185 (0.1)	145 (0.1)	73 (0.0)	20 (0.0)	17,554 (11.0)	160,420 (100.0)
	救助活動人員	9,808 (38.2)	579 (2.3)	5,795 (22.6)	2,111 (8.2)	32 (0.1)	4 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	7,359 (28.6)	25,689 (100.0)
1件当たりの救助活動人員		17.0	9.8	18.8	16.3	10.2	9.8	12.2	45.5	11.5	11.7

- (注) 1 救助業務実施状況調による。
2 ()内は構成比 (%)
3 「出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。
4 「活動人員」とは、出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。

(3) 実施体制

平成11年4月1日現在、救助隊を設置しているのは869消防本部となっており、当該消防本部の構成市町村は3,037市町村となっている。また、救助隊は1,528隊設置されており、救助隊員は2万3,846人で、1消防本部当たり1.8隊の救助隊が設置され、1隊に15.6人の救助隊員が配置されていることになる。
（白書212～215頁）

消防・防災ヘリコプターは、消防防災業務に幅広く活用されており、平成11年4月1日現在、66機が配備されている。

(1) 航空消防防災体制の現況

ヘリコプターは林野火災や風水害などの災害状況の把握、林野火災における空中消火、山岳等における救助、重度傷病者の救急搬送や、遠隔地からの救急搬送等に極めて有効であり、その整備を推進している。

平成11年4月1日現在の消防・防災ヘリコプターの配備状況は、次のとおりとなっている。

る。

消防機関の保有するヘリコプター27機
(前年度26機)
都道府県の保有するヘリコプター39機
(ク 37機)
計 66機 (ク 63機)
(白書216～218頁)

なお、消防・防災ヘリコプターは、消防防災業務に幅広く活用されており、平成10年中の出動実績は、火災出場730回、救急出場760回、救助出場699回等となっている。

(2) 航空消防防災体制の課題

都市化の進展や都市構造の変化等による災害の複雑多様化に備えるとともに、救急業務の一層の高度化を実現し、国民の信頼と期待に応えていくためには、消防・防災ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な消防防災体制を全国的に早急に整備する必要がある。

全国的な航空消防防災体制を充実強化するため、消防・防災ヘリコプターの計画的な配備を積極的に推進するとともに、全国に配備されている消防・防災ヘリコプターの整備点検情報、全国各地の離着陸場情報等をデータベース化するヘリコプター情報システムの整備及び適切な運用を図っていくこととしている。

(白書219頁)

国と地方公共団体の防災体制及び消防広域応援体制の強化を推進している。

(1) 国と地方公共団体の防災体制

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正や防災基本計画の全面的な修正、消防庁における防災体制の一層の強化、各地方公共団体における地域防災計画の見直し等が行われている。

また、各地方公共団体において、地域住民が参加し、防災関係機関とも連携した、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護などの総合的かつ実践的な防災訓練が実施されてい

る。

(白書220～226頁)

(2) 消防広域応援体制

大規模災害に適切に対応するため、地方公共団体の区域を越えて、機動的、効果的に対処し得るよう、広域航空消防応援体制の整備、「緊急消防援助隊」の災害対応能力の充実強化など消防広域応援体制の強化を推進している。

また、現在、全ての都道府県において、都道府県下の全市町村及び消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定が結ばれている。

(白書227～234頁)

消防防災通信ネットワーク、防災情報システム等の整備を推進している。

(1) 消防防災通信ネットワーク

災害時において、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するためには、平素から防災情報の収集・伝達体制を確立しておくほか、災害に強い消防防災通信ネットワークを構築しておくことが極めて重要である。

現在、国、地方公共団体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網としては、国と都道府県を結ぶ消防防災無線網、都道府県と市町村等を結ぶ都道府県防災行政無線網及び市町村と住民等を結ぶ市町村防災行政無線網が構築されている。

消防庁では、地方公共団体と一体となって総合的な消防防災通信ネットワークの整備を推進している。

(白書235～240頁)

(2) 防災情報システム

広域的な対応が重視される今日の防災対策においては、迅速な情報収集・伝達と地方公共団体の対応力を把握した上での調整判断が不可欠である。

このため、消防庁では、震度情報などの緊

急情報を迅速に伝達するほか、緊急消防援助隊や消防・防災ヘリコプターの出動可能状況、非常物資の備蓄等広域応援の対応力の状況、消防防災統計など消防防災に係る情報をデータベース化するとともに、コンピュータによる全国的なネットワーク化を図り、消防庁と地方公共団体等との間でこれらの情報を共有化できる防災情報システムの整備を推進し、順次運用を開始している。

(白書240～241頁)

<第3章 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり>

防火防災意識の高揚を図り、自主防災活動の強化を推進している。

(1) 防火防災意識の高揚

平成10年中の火災を原因別にみると失火が全体の63.9%を占めていること、地震や風水害における避難や二次災害の防止等については地域住民の日ごろからの備え、災害時の適切な行動が基本となることなどから、災害に強い安全な地域社会を作るためには、国民の防火防災意識の高揚に待つところが極めて大きい。

そのため、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に防火防災に関心を持つとともに、それぞれが日ごろから自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、的確に対処できるような基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁においては、年間を通じたテレビ放送を利用した啓発を行うとともに、毎年春秋2回の「全国火災予防運動」などあらゆる機会をとらえて、国民の防火防災に関する関心を喚起し、意識の高揚を図っている。

(白書249～252頁)

(2) 自主防災活動

防災体制の強化に当たっては、消防機関を

はじめとする防災関係機関による体制整備が必要であることは言うまでもないが、地域住民が連帯し、地域ぐるみの防災体制を確立することも重要である。

出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水等の自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておく必要がある。

なお、平成11年4月1日現在、全国で9万2,452の自主防災組織が設置されている。

また、地域の防火防災意識の高揚を図るためには、地域の自主防災組織の育成とともに、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。

(白書253～257頁)

<第4章 規制改革への対応>

安全性の確保に十分配慮しながら、社会的要請に対応した規制改革等の一層の推進を図る。

近年、国際化の進展や社会経済活動の多様化等を背景に、公的規制の緩和が大きな課題となっている。

消防庁としては、消防行政に係る規制は、火災予防又は防災の観点から行われる安全規制であり、国民の生命、身体及び財産の保護のため極めて重要なものであるとの認識のもと、今後とも、安全性の確保に十分配慮しながら、「規制緩和推進3か年計画(改定)」に定められた各措置を着実に実施するなど、社会的要請に対応した規制改革等の一層の推進を図っていくこととしている。

(白書263～291頁)

<第5章 国際協力の推進と地球環境の保全>

消防における国際協力・国際交流を積極的に推進している。

また、地球環境の保全の一環として、ハロン消火剤等の使用抑制等に取り組んでいる。

(1) 国際協力・国際交流

消防庁では、国際協力事業団等とも協力しながら、開発途上諸国の消防職員を対象とした消防行政管理研修をはじめとする集団研修のほか、個別の研修員の受入れ、消防における技術指導のための専門家の派遣、北京消防訓練センターに対するプロジェクト方式技術協力等を実施している。

(白書293～296頁)

(2) 国際消防救助隊

海外で大規模災害が発生した場合に、消防庁長官の要請により「国際消防救助隊」が派遣され救助活動や支援活動を行うことになっており、現在、全国の40消防本部、501名の救助隊員が登録されている。

なお、平成11年1月26日に発生したコロンビア共和国における地震災害への派遣、平成11年8月17日に発生したトルコ共和国における地震災害への派遣、平成11年9月21日に発生した台湾における地震災害への派遣で計11回の派遣となった。

(白書296～301頁)

(3) 地球環境の保全

コンピュータ室、通信機器室等の消火剤として使用されるハロン消火剤については、オゾン層保護のため、モントリオール議定書により平成6年1月1日以降の生産等が全廃されている。

平成5年7月に地球環境の保全に寄与することを目的として、「ハロンバンク推進協議会」が設立され、同協議会において、ハロンの管理、回収、再利用が行われている。

なお、消防庁では、「ハロン等抑制対策検討委員会」を設置し、ハロン及びハロン代替

消火剤の使用抑制等に取り組んでいる。

(白書305～306頁)

<第6章 消防の科学技術の研究>

消防研究所において、消防の科学技術に関する研究が推進されている。

災害の複雑多様化に対し、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっている。このため、消防研究所において、消防防災に係る科学技術の基礎的研究のほか、社会的・行政的要請の高い課題について研究を行っている。

なお、効率的に研究を推進するため、外国の研究機関、国内の大学あるいは企業との共同研究を積極的に進めている。

(白書307～318頁)

<第7章 今後の消防防災行政の方向>

我が国は、これまで幾多の災害を経験してきており、近年においても、戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災が発生し、その後も、地下鉄サリン事件、鹿児島県出水市における土石流災害、ナホトカ号及びダイヤモンドグレース号の海難事故、新潟県・福島県・栃木県・高知県など各地における豪雨や台風による災害などが起きている。

本年に入っても、広島県・神奈川県・熊本県等において豪雨や台風による被害が発生する一方、福岡県、東京都では、豪雨による地下街等の地下空間の浸水被害により死者が発生するなど、都市部を中心に新しい形態の災害が発生するとともに、茨城県東海村のウラン燃料加工施設において、臨界による放射線被ばく事故が発生している。また、国外においても、トルコ共和国北西部地震や台湾地震など、住民の安全を脅かす被害などが起きている。

こうしたことから、災害や事故における不断の備えの重要性はますます増大し、国民の消防に寄せる期待は極めて大きなものがある。

このため、21世紀に向け、消防防災行政において第一次的な役割を担っている地方公共団体が、安全で安心な地域社会づくりに向けその使命を十分に果たしていくことができるよう、今後とも各般の施策を強力に展開して消防防災行政の推進及びその体制の充実強化を図っていく必要があり、具体的には、次の項目等について積極的に取り組む必要がある。

- 総合的な防災対策の推進
- 高度防災情報通信体制の整備促進
- 消防力の充実強化と教育訓練の充実等
- 消防団の充実強化
- 自主的防災体制の強化の推進
- 救急・救助業務の充実強化
- 総合的な防火安全対策の推進
- 危険物施設等の安全の確保及び特殊災害対策の充実強化
- 技術革新等に対応した規制改革の推進
- 消防防災技術の高度化
- 国際化への対応

(白書319～332頁)

囲み記事及び特別解説「消防・連携の時代」

本文とは別にトピックス的な話題等を記述した「囲み記事(計18項目)」及び自治体消防発足後半世紀を経た現在における「消防の連携」について分かり易く記述した特別解説「消防・連携の時代」を掲載するとともに、第2回全国消

防広報コンクールの受賞作品及び消防ポスターを掲載している。

「囲み記事」の項目内容は次のとおりである。

- ①放火火災予防対策マニュアル
- ②消防用設備等に係る環境・省エネルギー対策
- ③ウォーターミストによる消火の研究
- ④住宅防火診断
- ⑤石油コンビナート等特別防災区域における消防車両の省力化
- ⑥家庭の防災会議
- ⑦あふれる若い力・消防団～長野県上田市消防団
- ⑧実践的な訓練に励む消防団
- ⑨教育訓練用に指揮機能を有した災害救援車
- ⑩救急車到着までに必要な応急手当の方法を電話で指導します
- ⑪平成10年8月末豪雨における消防・防災ヘリコプターの活動
- ⑫緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練
- ⑬危険物災害等情報支援システムの構築
- ⑭通信衛星を用いた高度情報伝達システム
- ⑮国際消防救助隊の活動
- ⑯消防用機械器具等に係る国際規格
- ⑰大震火災時における地域防災活動拠点の安全性確保に関する研究
- ⑱携帯電話からの119番通報発信地表示システム

平成11年度消防庁関係第2次補正予算について

総務課

「経済新生対策」(11月12日閣議決定)のとりまとめを受けて編成された第2次補正予算(一般会計予算歳出の追加額8兆1395億円、歳出の修正減少額1兆3505億円、総額6兆7890億円)が、12月9日に成立しました。

このうち消防庁所管分は、総額60億32百万円を計上しています。

その具体的な内容については、以下のとおりですが、昨年の第3次補正と同様に消防補助金を確保するとともに、今回の補正においては、原子力防災対策強化事業や来年のサミット関係の経費を盛り込み、さらには、衛星データ通信等を用いた緊急支援情報システムの整備や消防防災研究施設の整備などの消防庁事業も計上したところです。

特に消防補助金については、昨年の第3次補正額を上回る43億52百万円を確保しておりますので、各地方公共団体におかれましては、地域の消防防災体制の整備のために、今回の補正予算を積極的に活用いただきますようお願いいたします。

なお、消防補助金も含め、今回の補正予算に関連して生じる地方負担(いわゆる補助裏)については、原則として、地方債の充当率を100%とし、その元利償還金の全額について、後年度基準財政需要額に算入(80%を事業費補正、20%を単位費用により措置)することとされていることにも念のため触れておきます。

1. 消防補助金 43億52百万円

- (1) 消防防災施設緊急整備事業 2億46百万円
地方公共団体を実施する防火水槽等の施設整備費に対して一部補助。

- (2) 消防防災設備緊急整備事業 24億58百万円

地方公共団体が実施する消防ポンプ自動車、救急業務高度化資機材(高規格救急自動車等)、防災無線等の設備整備費に対して一部補助。

- (3) 消防団基盤緊急総合整備事業 10億4百万円

消火活動や救助救出活動等重要な役割を担っている消防団に係る基盤整備等を図るため、地方公共団体が実施する消防団拠点施設、消防防災用車両、各種資機材等の総合的な整備費に対して一部補助。

なお、本事業に併せて実施する消防団の充実強化を推進するための一定のソフト事業費についても一部補助。

- (4) 原子力防災対策設備緊急整備事業 6億44百万円

原子力施設の所在市町村及びその周辺市町村における原子力防災対策の充実強化を図るため、市町村防災行政無線の整備費及び消防本部の放射線防護資機材の整備費に対して一部補助。

2. 原子力防災対策強化事業 1億89百万円

- (1) 放射線事故に係る各種マニュアルの見直し 1億8百万円

地域防災計画策定マニュアルをはじめとする放射線事故に関する各種マニュアルについて、先般の東海村での事故を踏まえて見直し。

- (2) 原子力施設における消防用設備等についての調査研究 46百万円
原子力施設の安全確保のため、原子力施

設における消防用設備等のより有効な設置方法、維持管理等のあり方についての調査研究。

- (3) 消防職員の放射線防護に関する安全研修の充実 24百万円

原子力災害発生時の消防職員の被ばく防止と適切な消防活動を図るための放射線防護資機材等を用いた消防職員への安全研修の実施。

- (4) 高度な消防防災資機材の研究開発に係る調査研究 11百万円

放射線環境下における消防活動の安全確保のための放射線防護服、計測装置等の資機材について、消防サイドからの今後の方向性についての調査研究。

なお、原子力防災対策設備の補助金は上述した1. (4)で整理しているため、これを含めた原子力防災対策全体では8億33百万円。

3. 九州・沖縄サミット消防・救急体制整備費補助金 56百万円

平成12年7月に開催される九州・沖縄サミットの成功について万全を期すため、今年度中に対応する必要がある経費、つまり、沖縄県内市町村が行う消防・救急活動に必要な消防無線基地局の整備事業や消防設備の事前点検に対する支援事業への補助を行う。(別途平成12年度当初予算でも4億円程度要求中)

4. その他の消防庁事業 14億35百万円

- (1) 衛星データ通信等を用いた緊急支援情報システムの整備 7億90百万円

被災地の地理に不案内な応援側の消防部隊に対し、極めて短時間に応急対応に資する情報を地図情報として伝達できるよう、防災情報システムの地図情報化を図るとともに、耐災性に優れた衛星通信を用いた大容量のデータ伝送が可能なシステム(緊急支援情報システム)を消防庁に整備する。

- (2) 消防防災研究施設の整備 4億45百万円

21世紀の新たなエネルギー源として予定されている各種先端的材料についての火災現象の解明や防火対策を検討するため、実験施設を消防研究所に整備する。

- (3) 阪神・淡路大震災関連情報のデータベースの構築 1億44百万円

阪神・淡路大震災発災から丸5年になろうとしていることから、その経験・教訓を次世代に継承するため、消防庁及び防災関係機関等が保有している関連情報を収集・分析し、データベースを構築する。

- (4) ハロン代替消火剤の安全基準の確立

56百万円

ハロン代替消火剤に係る技術基準の整備等の要請を踏まえ、ハロン代替消火剤の物性や消火時の有害物質に係る試験を実施し、その安全基準の確立を図る。

コンピュータ西暦2000年問題に関する消防防災機関の危機管理体制の強化について

防 災 課

○ はじめに

消防庁をはじめとする消防防災機関は、自ら保有するシステム・機器等について、コンピュータ西暦2000年問題(以下「2000年問題」という。)への対応を十分に行うことはもちろんで

すが、消防防災機関は、地域における災害の防除と被害の軽減という任務を有しているため、万が一の事態が発生した場合に備え、危機管理体制の整備を行っていくことが必要です。

このため、消防庁と都道府県の消防防災部局

との間で、「コンピュータ西暦2000年問題に関する都道府県消防防災担当課連絡会議」を、全国消防長会との間では、「コンピュータ西暦2000年問題に関する消防機関連絡会議」を設置し、情報交換や各般の検討を行っています。

先般、二つの会議が共同で、2000年問題に対する消防防災機関の基本的認識や対処方針等を示した「報告（コンピュータ西暦2000年問題に関する消防防災機関の対応のあり方について）」を取りまとめましたので、その概要を以下に紹介いたします。

「コンピュータ西暦2000年問題に関する消防防災機関の対応のあり方について」

1 基本的認識

消防防災機関は、2000年問題に関し、通常の年末年始と異なる特別の警戒体制で臨むなど、万が一、異常事態が多発しても十分対応可能な体制をとる必要がある。

また、万が一、水道、電気、ガス等の社会インフラに影響が生じた場合、消防防災機関の活動自体にも大きな影響があることを想定しておく必要もある。

さらに、消防防災機関相互間で十分な情報交換、連絡調整等を行い一致協力して対処していく必要がある。

2 基本的対処方針

消防防災機関は、2000年問題に起因する事故の態様等を踏まえ、情報収集・伝達、警戒、緊急搬送体制の確立等に向けて、ハード、ソフト両面から万全の措置を講じ、住民の安全を確保していく必要がある。

3 年末年始等に向けた消防防災機関の情報収集連絡体制の構築への取組

消防防災機関相互間で、情報収集連絡体制を確立するため、複数の通信手段（消防防災無線、都道府県防災行政無線、市町村防災行政無線、地域衛星通信ネットワークシステム等）の活用ができるようにしておく必要がある。

また、通常使用する通信回線が、2000年問題が原因で使用できなくなる事態等を想定した模擬訓練を実施して、実践的な体制を整備する必要がある。

4 年末年始等における消防防災機関の警戒体制の実施

消防防災機関は、同時多発的に発生する事故等に対応する必要があるため、動員、情報収集・連絡関係機器の増強、予備車両の利用、待機体制の点検、消防団による警戒など、その業務と地域の実情を勘案しながら所要の措置を講じておく必要がある。

また、年始等には、自らの保有する消防防災システム・機器について、使用可能であることを確認することが極めて重要なため、動作確認等を行う必要がある。

なお、こうした警戒体制の実施に当たっては、万が一の事態が発生しても、人員や装備について不足がないよう、人員等に十分な余裕を持って実施するという点に特に留意する必要がある。

5 医療関係者等との情報交換の推進と医療関係機関との情報収集・連絡体制の構築

消防機関は、管内の医療機関の対応状況について、医師会等の医療関係者との情報交換を推進し、その実情を十分に把握する必要がある。

また、万が一、緊急搬送案件の増加や救急搬送先の変更などの事態が生じた場合に備え、重点医療機関等との連絡体制の確立を図る必要がある。

6 危険物施設等における2000年問題に対する対応状況の確認と事業者への注意喚起等

消防機関は、危険物施設等について、引き続き、2000年問題の対応状況を確認するとともに、対応が不十分な事業者に対して、早急に対応を進めるよう、注意喚起していく必要がある。

また、消防防災機関は、危険物施設以外の施設においても、必要に応じて2000年問題へ

の対応状況に関する情報収集を行い、その対応状況の確認・把握をしておく必要がある。

7 地方公共団体における2000年問題対策本部との連携調整

各地方公共団体では、2000年問題対策本部の設置や年末年始の警戒体制の整備等が進められているが、都道府県消防防災担当部局、消防機関及び市町村防災部局も、当該本部等に積極的に参画し、自らが独自で行う警戒体制との十分な連携・調整を図ることが必要である。

8 その他

消防庁は、我が国より早く西暦2000年を迎える海外の地域の情報収集と消防防災機関に対し必要な情報提供に努める必要がある。また、都道府県消防防災部局は、2000年問題に

係る対応、体制整備において、遅れがみられる市町村に対して、早急に対応がなされるよう、引き続き、必要な助言等を行っていく必要がある。

○ おわりに

上記「報告」については、11月9日付けで各都道府県へ通知し、この報告を参考として、年末年始等の危機管理体制の整備など、2000年問題に関する対応を早急に進めるよう要請したところです。

消防庁におきましても、年末年始には、原則として1日2交替制による全庁的な体制で情報収集及び警戒を行う予定でありますので、この「報告」の趣旨を踏まえ、各消防防災機関におかれましても、2000年問題に対する危機管理に万全を期すようお願いいたします。

消防・防災システムに係るコンピュータ西暦2000年問題対応状況について（10月31日現在）

防災情報室

消防庁では「消防・防災システムに係るコンピュータ西暦2000年問題対応の推進について」（平成11年10月29日付け消防情第217号）等により各都道府県、市町村及び消防本部に対し、万全な対応をとるよう指導しているところです。

今般、10月31日現在における消防・防災システムのコンピュータ西暦2000年問題への対応状況調査結果を集計したので、その概要を以下に示します。

今回の集計結果では、修正作業及び模擬テストについてはほとんどの団体で実施済ですが、実施中又は実施予定の団体は11月中に完了する必要があります。また、危機管理計画についても策定中又は策定予定の団体は11月中に策定を完了し、年末年始の対応に万全を期す必要があります。

なお、引き続き実施する追跡調査（11月30日

現在）の結果で、修正作業、模擬テストの実施及び危機管理計画の策定が未完了の場合には、機器の更新の場合を除き、消防庁による個別指導及び団体名の公表等を行うこととしています。

[コンピュータ西暦2000年問題対応状況追跡調査集計結果]

基準日：平成11年10月31日

都道府県（47団体）、市町村（3,252団体）及び消防本部（911団体）を対象に実施した、各団体が保有している主要な消防・防災システムのコンピュータ西暦2000年問題に関する対応状況調査結果は、以下のとおりです。

（進捗状況を示す用語の説明）

進捗状況を示す用語は次のような状態を指す。

「実施済」……当該作業が終了している場合
「実施中」……当該作業を行っているが、完

了していない場合

「対応予定」…作業が必要なシステムを確定し、作業実施予定が定められている場合

「対応未定」…作業が必要なシステムを確定中である場合（対応検討中を含む。）

【都道府県】

2000年問題該当装置が無いと回答のあった団体を除いて集計したところ、防災行政無線（固定系・衛星系）、救急医療情報システム及び震度情報ネットワークの修正作業及び模擬テストは設備によって異なりますが、98%から100%の団体で実施済又は実施中です。

また、危機管理計画については全ての団体で策定済又は策定中です。

なお、修正作業及び模擬テストが未完了の団体についても、11月中には全て完了する予定です。

（都道府県防災行政無線：固定系）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	97%	3%	0%	0%

（都道府県防災行政無線：地域衛星通信ネットワーク設備）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	95%	5%	0%	0%

（救急医療情報システム：都道府県整備分）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	97%	3%	0%	0%
②模擬テスト	97%	3%	0%	0%
③危機管理計画策定	97%	3%	0%	0%

（防災情報システム：震度情報ネットワークシステム）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	96%	2%	2%	0%
③危機管理計画策定	96%	4%	0%	0%

【市町村・消防本部】

2000年問題該当装置が無いと回答のあった団体を除いて集計したところ、通信関係の修正作業は設備によって異なりますが、98%から100%の団体で、模擬テストは96%から100%の団体で実施済又は実施中です。消防用車両及び救急・救助用資機材等の修正作業及び模擬テストは完了しています。

また、危機管理計画は同じく97%から100%の団体で策定済又は策定中です。

なお、修正作業及び模擬テストが未完了の団体についても、11月中には更新分を除き完了する予定です。

（消防緊急通信指令施設：指令装置）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	97%	1%	2%	0%
②模擬テスト	97%	1%	2%	0%
③危機管理計画策定	94%	6%	0%	0%

（消防無線システム）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	94%	6%	0%	0%

（救急無線システム）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	99%	0%	1%	0%
③危機管理計画策定	94%	6%	0%	0%

（画像伝送システム）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	98%	0%	2%	0%
③危機管理計画策定	100%	0%	0%	0%

（市町村防災行政無線：同報系）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	96%	2%	2%	0%
②模擬テスト	95%	1%	4%	0%
③危機管理計画策定	81%	17%	2%	0%

(市町村防災行政無線：地域防災無線)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	98%	2%	0%	0%
②模擬テスト	96%	1%	3%	0%
③危機管理計画策定	83%	14%	3%	0%

(消防用車両：梯子車)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	95%	5%	0%	0%

(消防用車両：化学車)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	94%	6%	0%	0%

(消防用車両：その他)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	96%	4%	0%	0%

(消防艇)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	100%	0%	0%	0%

(救急用資機材：除細動器)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	94%	6%	0%	0%

(救急用資機材：患者監視装置)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	93%	7%	0%	0%

(救急用資機材：その他)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	95%	%	0%	0%

(救助用資機材等：電磁波探査装置)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	96%	4%	0%	0%

(救助用資機材等：ガス分析装置)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	99%	1%	0%	0%

(救助用資機材等：その他)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	100%	0%	0%	0%
③危機管理計画策定	98%	2%	0%	0%

文化財防火デーの実施について

予 防 課

毎年1月26日は、「文化財防火デー」です。
 昭和24年1月26日、奈良県斑鳩町の法隆寺金堂から出火し、1300年の歴史を持つ日本最古の

壁画が焼損しました。その後も金閣寺等の貴重な文化財の火災が相次いだことから、昭和30年に消防庁と文化庁が共に提唱して、世界に誇れ

る日本の貴重な文化財を火災等の災害により失うことのないよう、法隆寺金堂が災した日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として全国的に文化財防火運動が展開されることとなりました。

この運動を通じて、文化財を火災等の災害から守るとともに、文化財愛護思想の普及高揚を図ることとしました。以降この日を中心に全国的に文化財防火運動を展開し、今回で46回目となります。

今年度も次のような方針の下に、全国的な文化財防火運動を展開していく予定です。

1 趣旨

1月26日は法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るものである。

2 主唱

文化庁・消防庁

3 名称

第46回 文化財防火デー

4 期日

平成12年1月26日(水)

5 実施方針

- (1) 国及び地方公共団体は、国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- (2) 文化財は貴重な国民的財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を図るべきであるが、特に「文化財防火デー」を迎えてこのことを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- (3) 文化財を災害から守るためには、関係機

関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携・協力が必要である。「文化財防火デー」を機会に、文化財愛護思想の普及と日頃から連携を密にすること等による広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

6 実施事項

- (1) 国（文化庁・消防庁）においては、次の事項を実施するものとする。
 - ア 国立博物館等における防災訓練等の実施及び火災・震災対策等の計画の作成
 - イ 広報活動
 - a 政府刊行物による広報
 - b 放送・新聞等による広報
- (2) 地方公共団体にあつては、文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下で、次の事項等を実施するものとする。
 - ア 防災訓練等の実施
 - a 防災訓練（特に消防機関への円滑な通報体制の確立）
 - b 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
 - c 消防用設備等の定期点検の励行の指導
 - d 伝統的建造物群保存地区の住民及び文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導
 - イ 広報活動
 - a 文化財の防災に関する各種広報活動の実施（テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報用資料の刊行）
 - b 防災訓練及び防災施設の見学会の実施
 - ウ その他
 - a 文化財の所有者、管理者その他の関係者を対象とした文化財の防災に関する講習会、研究会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
 - b 学校、博物館等における適切な行事

の実施（文化財講座、文化財愛護写真展等）

- (3) 文化財の所有者及び管理者は、教育委員会及び消防関係機関等と緊密な連絡の下で、次の事項を実施するものとする。

ア 防災訓練の実施

- a 通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練の実施

消防機関に対する通報、消火器・消火栓・ポンプ等を活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。この場合、指定文化財（美術工芸品・民俗文化財等）の搬出は、当該指定物件の性質を熟知の上、慎重に行い、物件によっては実物を避け、代替物件を用いて行うこと。

なお、観覧者の多い社寺等の場合は、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うように努めること。

- b 防災訓練後の点検、整備及び研究

消火訓練後の貯水槽への水の補給、消火器への消火薬剤の補充等を実践するとともに、防災訓練終了後に改善すべき事項について十分検討の上、適切な措置をとるよう努めること。

イ 防災対策の推進

- a 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備

消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即したものとすること。

また、防災体制の整備については、特に自衛消防組織の充実強化が図られるよう努めること。

自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等に対しては、あらかじめ対策を講じておくこと。

- b 火災、震災時等の危険が予想される箇所の早期発見と改善

- c 巡視等の励行

- d 通報、情報、警報連絡体制の確立

- e 消防用設備等及び防災設備の点検・整備

消火器、自動火災報知設備、非常通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、外観上及び機能上の定期的点検、整備の励行に努めるとともに設備の操作に習熟しておくこと。また、消防用設備等の点検の結果は点検票及び維持台帳に記録し、これを消防機関に報告する等消防用設備等の維持管理に留意すること。

- f 消防用設備等の代替措置

震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。

- g 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備

- h 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検及び整理

- i 避難路、避難場所の点検及び整備

- j 市町村火災予防条例によるたき火、たばこ等の使用禁止区域の明確化とその励行

- k 文化財周辺環境の整理・整頓

- l 消防機関による防火診断

我が国には、世界に類を見ない歴史的、芸術的価値の高い文化財が数多く残されています。これらの文化財は長い歴史の中を先人の努力によって受け継がれ、維持されてきたものであり、後世に未永く伝えて行くことは、私たちの責務であります。

そのためには文化財関係者の努力だけでなく、国民一人ひとりが文化財を火災等から守る日常の心配りを積み重ねて行くことが必要です。皆様の御協力をお願いいたします。

第2回全国消防広報コンクールの結果発表について

総務課

消防庁では、自治体消防50周年を迎えた昨年
から、消防防災行政を推進する上で重要な役割
を果たしている消防広報の技術向上を図るとと
もに、消防防災行政の推進に寄与することを目
的とし、全国の消防本部又は、消防団で作成し
ている広報紙、広報写真、広報ポスター、広報
カレンダーなどの各種広報媒体を対象とする
「全国広報コンクール」を実施しています。第
2回目となる今回の応募数は、「広報紙部門」
87点、「広報写真部門」32点、「広報ポスター・
広報カレンダー部門」48点でした。審査会は去
る9月27日に実施され、その結果、以下のとお
り各賞が選出されましたので、応募作品に対
する講評も含めてご紹介します。



1 審査結果

(応募作品の総評)

今回の応募作品は、昨年度より11点多い167
作品であった。全体を通して今回の応募作品は、
完成度の高い作品も多く見受けられたが、企画
力・表現力などで類似している作品も見受けら
れた。どの作品も同じテーマでの表現が多いた
めと思われる。これからは企画や表現を行う上
で、独自の切り口、アイデアを考える工夫が
必要です。しかしながら昨年度に比べ、デザイ

ン処理が視覚的になってきており、総体的なレ
ベルは向上してきており、見る人や読者の立場
に立った、広報担当者のさらなる制作努力に期
待したい。

【広報紙部門】

(講評)

4ページの広報紙から32ページの大作まで、
様々な応募作品が集まった広報紙部門は、力量
の差こそあれ、どの作品も製作者の熱意が感じ
られた。また、本文の可読性の優れている作品
やビジュアル表現の優れている作品など、視覚
化に配慮した紙面も見受けられ、編集表現テク
ニックが年々向上している。ただ残念なことに、
訴求したい情報内容が「消防や防災」など同じ
テーマが多いため、編集テクニックの差が入選
と選外の分け目と成った。今後は企画力にも
磨きをかけていただきたい。

優 秀 賞

「やまがた西部消防」

やまがたせいぶ
(山県西部消防組合消防本部 (広島県))



優 秀 賞

「セーフティー見附」
みつけし
(見附市消防本部 (新潟県))



優 秀 賞

「いなん消防」
(揖南消防事務組合消防本部 (兵庫県))



入 選

「しょうぼう山鹿鹿本 F119」
(山鹿鹿本広域行政事務組合消防本部 (熊本県))



入 選

「あんしん119」(高知市消防局 (高知県))



特 別 賞

「ひがポンポンおこったら」
(大阪市消防局 (大阪府))



特 別 賞

「くらしをまもる 福岡市の消防」
(福岡市消防局 (福岡県))



【広報写真部門】

(講評)

応募作品は全部で32点で、迫力のある出火写真や救助の写真、防災訓練の写真など、質の高い作品が多く見応えのある審査となった。昨年度と比べて作品の質は確実に向上しており、どの作品も見事にシャッターチャンスをもっている。併せて写真のトリミングも上達しており、カメラマンの力量に拍手を送りたい。

最優秀賞

「炎上する校舎」

しものせきちく
(下関地区広域行政事務組合消防本部 (山口県))



優秀賞

「ほくも早く・・・。」

かほくまち
(鹿北町 北原チヅ (熊本県))



優秀賞

「防災訓練」

きょうほ
(峡北広域行政事務組合消防本部 (山梨県))



入選

「お元気でっか？」
やおし
(八尾市消防団 (大阪府))



入選

「上手に消火できるかな」

(東京消防庁石神井消防署 森井春二 (東京都))



入選 「景色も一番、危険も一番」

(東京消防庁秋川消防署
小松幹雄 (東京都))



【広報ポスター・広報カレンダー部門】

(講評)

ポスターでは、昨年度と同様に火災予防をテーマにした標語・絵画コンクールでの特選作品を、メインビジュアルに用いた作品を数多く目にした。防災としての伝えたい情報内容が同じ切り口になるため、どのように表現を行うかが、今後の製作課題となる。写真・イラスト・タイポグラフィ・レイアウト・色彩など、表現企画を重視したい。一方、どの作品も昨年度に比べ、視覚的に強い表現処理を施しており、ポスターとしてのメディア特性を考慮した作品群に好感が持て、年々ビジュアル要素の向上が見て取れる。カレンダーでは、昨年度に比べ1枚組のカレンダーが大半を占め、複数ページで構成されるカレンダーは減少した。応募作品のどれもが、製作者の熱意の感じる作品が多く、審査にあたっては、カレンダーの機能の他に、広報として何を伝えるかの情報が大切で、併せて1年間貼られる装飾効果も考慮し、審査にあたった。

最優秀賞

さかいしたかいしし

堺市高石市消防組合消防本部（大阪府）



優秀賞

津市消防本部（三重県）



優秀賞

仙台市消防局（宮城県）



入選

神戸市消防局（兵庫県）



入 選

十和田地区広域事務組合消防本部（青森県）



2 審査員（敬称略、五十音順）

秋元 任 (社)共同通信社 編集局写真部長
吉村 潔 (株)メディアブレーン 代表取締役
吉村 秀實 日本放送協会 解説委員
田中 里沙 (株)宣伝会議 編集長
長岡 光弘 (株)たき工房 取締役

入 選

大阪市消防局（大阪府）



3 表彰式

表彰式は、各部門の「最優秀賞」の受賞団体に対し、11月9日(火)に消防庁長官室で行いました。

なお、表彰式の後、審査員を交えた、懇談会を行い、制作に当たっての苦労話など様々な意見交換を行いました。



第27回日本救急医学会救急隊員部会学術総会を終えて

救急救助課

1 はじめに

去る11月10日、11日、12日の3日間、東京都新宿区の朝日生命ビル（朝日生命ホール、朝日生命本社5階大会議室）において、日本救急医学会・自治省消防庁・全国消防長会の共催で第27回日本救急医学会救急隊員部会学術総会が開催されました。

以下その概要について紹介いたします。

2 学術総会の概要

日本救急医学会救急隊員部会学術総会は、全国の救急隊員の研究発表の場であり、また、医師等医療従事者との交流の場でもあります。今回は897人の多数の参加者を迎え、パネルディスカッション、シンポジウム、教育講演のほか、各消防機関から募集した一般演題63題等の発表が2会場に分かれ講演、発表、質疑等活発な意見交換がなされました。

3 各プログラムの概要

(1) パネルディスカッション

開会式直後に行われたパネルディスカッションでは、市立札幌病院救命救急センター部長の松原泉先生の司会で「次世紀に期待されるプレホスピタルケアのあり方」というテーマで、救急需要の増大化をはじめとした現在の救急業務が抱える問題点を中心に様々な話題を取り上げ、消防本部、民間企業、医療機関それぞれの立場から21世紀のプレホスピタルケアのあり方について活発な議論がなされました。

(2) シンポジウム

「プレホスピタルケアにおける呼吸管理の問題点」と題して行われたシンポジウムは、救急振興財団救急救命東京研修所の安田和弘教授、仙台市消防局の藤橋孝彰救急

救助課長の司会で、呼吸管理の基本からみた問題点、救急救命士の使用する器具を用いた呼吸管理の問題点について活発な議論がなされました。

(3) 教育講演

①循環器救急のポイント

済生会熊本病院循環器科部長 本田 喬
致命的疾患が多い循環器救急について、救急隊員として必要な基本的なことから見落としやすいピットフォールまでドクターカーの紹介をいただきながら、わかりやすく講演いただきました。

②新感染症予防法と消防機関の対応について

都立荏原病院感染症科医長 角田隆文
救急現場において、しばしば難渋する感染症患者の対応要領について、感染防止対策を中心に講演いただきました。

③急性中毒の初期対応について

兵庫医科大学救急部講師 吉永和正
急性中毒の初期医療において救急隊員の得る情報は重要な鍵となることから、現場の状況を見聞きすることのできる救急隊員の役割について講演いただきました。

④脳死と臓器移植について

杏林大学救急医学講師 田中秀治
脳死体からの臓器提供における諸問題及び臓器移植が普及するためには何が必要であるか、最新の情報を含めて講演いただきました。

⑤Confined Space Medicine(瓦礫の下の医学)

防衛庁統合幕僚会議事務局 山田憲彦
阪神・淡路大震災以降、その必要性が

注目されはじめた瓦礫の下の医療活動について、米国のシステムの概要と、医療者に対する訓練の状況について講演いただきました。

⑥受傷機転からみた躯幹（胸腹部）外傷

久留米大学救急医学助教授 坂本照夫
鈍的外傷の受傷機転からの外傷を中心にその受傷形態の特徴や損傷臓器の存在診断などについて講演いただきました。

⑦なぜ乳酸加リンゲル液なのか

川崎医科大学救急医学助教授 鈴木幸一郎
救急救命士の特定行為の一つである静脈路確保には乳酸加リンゲル液が用いられているが、種々の輸液製剤の中でなぜ乳酸加リンゲル液が用いられるのかわかりやすく講演いただきました。

(4) 一般演題

一般演題は「救急業務1～3」「救急活動1～4」「応急手当の普及啓発1,2」

「救急隊員の教育訓練・その他」の各分野で、日頃から研究・検討してきたことに対して63題が発表され、助言者のアドバイスや参加者の質疑等を交えて活発な討議がなされました。

4 おわりに

今回の第27回日本救急医学会救急隊員部会

学術総会は救急隊員部会の参加登録者数897人、医師部会を含めると2,979人となりました。これは、開催地消防本部である東京消防庁をはじめ、東京都総務局、東京大学等関係各機関の御尽力の賜物であり、また生涯学習の重要性を理解している救急隊員の熱意によるものと思われます。主催者の一員として厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり日本救急医学会救急隊員部会学術総会は今回が最後となり、救急隊員の学会参加は日本臨床救急医学会において行われることとなりました。この日本臨床救急医学会は、従来 of 隊員部会と異なり、原則として当会会員のみが発表、司会等を行うこととされており、当日参加の者は聴講のみとされており、しかし、会員でない救急隊員等の研究発表が円滑に行われるように「事前登録制」という制度が設けられ、消防機関が事前に登録することにより正会員に近い資格を得ることができるようになりました。この新たな舞台が、救急隊員に必要な医学的知識、技能の研鑽等、生涯学習の場として今まで以上に活用されることを期待します。なお、次回で第3回目となる日本臨床救急医学会総会は平成12年4月26日、27日の2日間、東京都の日本都市センターで開催されます。